

# 合併処理浄化槽への早期転換を あなたの浄化槽はいつ設置されたものですか

## 新しい浄化槽へ入れ替えましょう

- 平成12年以前に設置された浄化槽の多くは、単独処理浄化槽と言われるトイレの排水のみを処理する施設です。
- このため、油や石けん、体汚れなどが含まれている台所や風呂等の排水は、そのまま放流しており、実は水路や地下水、河川等での悪臭や汚れの原因となっています。
- また、浄化槽本体は30年程度が寿命と言われており、壊れる危険性が高まっています。
- 身近な水環境を綺麗にするため、単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用している場合は、生活排水を全て処理できる合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。

## 入れ替え工事の手続き

### ● 主な流れ

#### ① 浄化槽工事業者等へ工事を依頼

浄化槽の保守点検業者等へ相談していただくか、浄化槽工事業者へ直接依頼してください。浄化槽工事業者は県HP（次のURL 又はQRコード）から確認できます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/zyoukasoukouzigyousya-meibo/zyoukasoukouzigyousyameibo.html>



#### ② 設置申請

浄化槽工事業者を通じて、市町村へ設置申請（設置届出、法定検査申込）を行います。

#### ③ 工事実施

申請手続きが完了したところで工事が開始されます。工事期間は1週間程度です。

#### ④ 廃止申請

浄化槽工事業者を通じて、撤去した浄化槽の廃止届出を市町村へ提出します。

### ● 補助金を活用しましょう

山梨県内の市町村（一部地域を除く）では、合併処理浄化槽を設置する場合に、その設置費の一部に対し、補助を行っています。

また、単独処理浄化槽を使用している場合は、単独処理浄化槽の撤去費用や配管工事費用に対しても補助対象としている市町村もあります。

補助要件は各市町村により異なりますので、お住まいの市町村の浄化槽部局へ事前に確認してください。

## お問い合わせ

山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課

所在地：甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁）電話：055-223-1511

# 山梨県・甲府市からのお知らせ 浄化槽の適切な維持管理

## 1. 保守点検

知事又は甲府市長の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施してください

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥（微生物）の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整をする作業です。

浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検が必要です。

◎おおむね年に3～4回：種類によって異なります。



## 2. 清掃

市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼して実施してください。

浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引き抜き及び機器類の洗浄を行う作業です。

◎年1回（全ばっき方式の浄化槽ではおおむね6ヶ月に1回以上）



## 3. 法定検査

（一社）山梨県浄化槽協会へ依頼して実施してください。

浄化槽の定期健康診断ともいわれ、浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか、また、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するため、知事が指定した検査機関である（一社）山梨県浄化槽協会が年1回検査します。



**法定検査は保守点検や清掃を行っていても、必ず行わなければなりません。**

法定検査（11条検査）の料金

処理対象人員	検査料金	処理対象人員	検査料金
10人槽以下	4,500円	301人槽～500人槽	13,500円
11人槽～50人槽	6,500円	501人槽～1000人槽	16,500円
51人槽～100人槽	8,500円	1001人槽以上	20,500円
101人槽～300人槽	10,500円		

※浄化槽を使い始めて最初に受ける法定検査（7条検査）の料金は、検査の内容が異なるため、上記料金に追加4,000円となります。

### 法定検査の依頼先

（一社）山梨県浄化槽協会（山梨県知事指定検査機関）

〒400-0054 甲府市西下条町965（電話：055-288-1132）

お問い合わせ 山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課

所在地：甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1511

甲府市役所環境部 環境保全課

所在地：甲府市上町601-4 電話：055-241-4312